

議案第49号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 6 月 6 日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画の区域
を追加するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「(東京都市計画東立石四丁目地区防災街区整備地区計画上の防災
街区整備地区整備計画を除く。以下この条及び第6条の7において同じ。)」を削り、同
条第4項中「各号」の次に「(東京都市計画四ツ木駅周辺地区防災街区整備地区計画の区
域にあっては、第5号及び第6号を除く。)」を加え、同項第1号中「いう」の次に「
以下同じ」を加え、同項に次の2号を加える。

(5) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第58条第1項に規定する登録有形文化財

(6) 景観に資するもの又は区長が土地利用上やむを得ないと認めるもの

第6条の4中「存する」の次に「特定地区防災施設に接する敷地にある」を加え、同条
ただし書中「建築物を地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設ける場合」を「次の各
号のいずれかに該当するものについて」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 地下若しくは高架の工作物内又は道路内に設けるもの

(2) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造
のもの

(3) 卸売市場の上屋又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものその他こ

れに類する構造でこれらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの

- (4) 高さ2メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (5) 高さ2メートル以下の門又は塀

別表第1に次のように加える。

東京都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画

別表第2に次のように加える。

東京都市計画堀切二丁目周辺及び四丁目地区防災街区整備地区計画	防災街区整備地区計画が定められた区域	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号又は第9項に規定する営業の用途に供する建築物	66平方メートル	計画図に表示する壁面の位置の制限を定める部分に面する敷地上の建築物について、建築物の外壁又はこれに代わる柱の外面は、計画図に示す壁面の位置まで	道路、広場等に面して設ける垣又は柵の構造は、生け垣、フェンス又は鉄柵とする。ただし、高さが0.6メートル以下の部分については、コンクリートブロック造、レンガ造、鉄筋コンクリート造又はこれらに類する構造とすることができる。
--------------------------------	--------------------	---	----------	---	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。